

OTA掲載コンテンツプロモーション等業務 仕様書

1 業務名

OTA掲載コンテンツプロモーション等業務

2 業務の目的

本県では、外国人観光客に向けた、県内の観光コンテンツの認知拡大、販売促進のため、令和7年度よりOTAへの登録支援およびプロモーションを実施している。令和8年度においては、外国人観光客が利用するOTA上に登録されている県内観光コンテンツの販売促進のため、本県の公式観光サイト「Discover Fukui」上に、OTA上の観光コンテンツの特設ページを制作、掲載するとともに、本県の観光コンテンツ、観光施設、宿泊施設等の魅力を訴求し、OTA上での購入促進につなげる。また、オンライン広告等を活用したプロモーションを実施し、本県の認知向上および魅力発信に結び付けることを目的とする。

3 業務の期限

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 ターゲット

本事業でターゲットとする地域は、台湾、香港の2地域とする。

※上記ターゲット地域において、より詳細なターゲット（年代、性別、旅行形態等）を定める場合は、提案において明示すること。

※プロモーションを実施する費用の配分については、本県の誘客に向けて効果的な割合を提案すること。

5 業務の内容

（1）公式観光サイト「Discover Fukui」内への特設ページの制作

- ア 実施するプロモーションのラインディング先となる特設ページを企画・制作すること。
- イ 特設ページの制作にあたっては、令和7年度にOTA登録支援を行った観光コンテンツ（以下、「支援コンテンツ」という。）への導線を設置し、OTAからの販売促進につながるような仕組みを構築すること。支援コンテンツの詳細は別添「コンテンツ一覧」を参照すること。
- ウ 掲載内容は、支援コンテンツ、県内観光スポットの紹介、宿泊施設情報、交通情報など、旅行者が県内を観光する際の参考となる構成とすること。
- エ 言語は繁体字中国語とし、台湾と香港で使用する単語等に相違がある場合は、台湾で一般的に使用されている単語を使用すること。掲載コンテンツの制作にあたっては、単なる日本語の直訳ではなく、ターゲット地域の旅行嗜好や検索傾向を踏まえ

たネイティブによるローカライズ（現地最適化）を行い、訪日意欲の喚起および購入・予約行動に直接つながる表現および構成とすること。

- オ 特設ページは静的ファイルにて制作するものとし、CMS（WordPress 等）や PHP その他のサーバーサイドプログラムを利用した動的ページは使用できないものとする。
- カ ページの公開時期に当たっては県および福井県観光連盟と協議の上決定すること。
- キ 特設ページの公開に当たっては、Discover Fukui の運用事業者にデータを送信し、運用事業者からアップロードを行う必要があるため、作業に発生する費用（約 50,000 円/回）は委託費用に含むこと。
- ク 本事業で制作した特設ページについては、事業終了後も県および福井県観光連盟が修正、追加、再編集して活用できるよう、二次利用および継続利用を可能とすること。

（２）デジタルマーケティング・プロモーションの実施

① K O Lによる情報発信

- ア ターゲット地域において発信力のある K O L を招へいし、本県の支援コンテンツ、観光地、宿泊施設等の発信を行うこと。発信する媒体、回数、配信時期等について提案すること。
- イ 招へいする K O L は、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性等、選定した理由を明示した上で、契約期間内での招へいが可能な K O L を提案すること。契約後に提案していた K O L の招へいができなくなった場合は、フォロワー数や属性が同程度の K O L を改めて提案すること。
- ウ 招へいする K O L については、県と協議の上決定すること。
- エ 取材先については、（１）で制作した特設ページに掲載されている支援コンテンツを含む行程とすること。本県の観光コンテンツの受入環境整備および次年度以降の施策に活かすため、観光コンテンツの検証や定性的な意見収集を兼ねた行程設計とすること。取材先については県と協議の上決定すること。
- オ K O L の選定、取材先との調整、滞在支援、活動支援、発信フォロー等、招へいに関する全体の管理、監督を行うこと。
- カ 招へいに係る交通費、宿泊費、体験費用等、滞在や取材に必要な一切の経費は委託費用に含むこと。K O L の招へいを円滑に推進するため、現地事情に精通したスタッフ等の参画による丁寧なアテンドおよび取材管理を行うこと。

② オンライン広告の運用

- ア オンライン広告等を活用したプロモーションを実施し、（１）で制作した特設ページへの誘導を行うこと。
- イ オンライン広告の実施に当たっては、ターゲット地域からのインバウンド客の利用が多い O T A 等へのバナー掲載や S N S 広告など、効果的な媒体等を提案するとともに、その理由も明示すること。

- イ 広告等の実施に当たってバナー画像やショート動画等の制作が必要な場合、その制作費用は委託費用に含めるものとする。

③ 訪日メディアを活用した情報発信

- ア 本県の認知拡大のため、ターゲット地域のインバウンド客の利用が多い訪日メディア上に本件の魅力を紹介する記事を1回以上掲載すること。
- イ 掲載記事には(1)で制作した特設ページへのリンクを設置し、ページへの誘導を行うこと。また、支援コンテンツを1つ以上取り上げること。
- ウ 掲載するメディア、記事のテーマについては、ターゲット地域のインバウンド客の属性も踏まえ、訴求力があるものを提案すること。

(3) 効果測定

- ア 本事業の成果を測定・検証するための指標および目標値を設定し提案すること。
- イ (1)および(2)の業務の実績について、アクセス解析やユーザー分析等を行い、本事業の効果測定、および分析結果に基づいた次年度以降のインバウンド向けプロモーションに対する提言を行うこと。

5 実績報告書

業務の内容について、実績報告書を作成し、令和9年3月31日(水)までに福井県交流文化部インバウンド交流課宛てに提出するものとする。

6 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

7 その他留意すること

- (1) 本業務の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。

- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。